第一号に次のように加える。

ヨ　中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件（平成二十六年外務省告示第二百八十二号）で定めるものをいう。）

○経済産業省告示第百七十三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年八月二十一日から施行する。

平成二十六年八月二十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

第二号に次のように加える。

ヨ　中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件（平成二十六年外務省告示第二百八十二号）で定めるものをいう。）

○国土交通省告示第八百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　尾張都市計画公園事業三・三・六十四号内田防災公園

三　事業施行期間　自平成二十六年八月二十一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県犬山市大字犬山字三反田、字藪下、字身打田地内

使用の部分　なし

○国土交通省告示第八百五十三号

枕崎市から枕崎ヘリポートの供用開始期日について届出があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　枕崎市　鹿児島県枕崎市千代田町二十七番地

二　空港の名称及び位置　枕崎ヘリポート　鹿児島県枕崎市

三　空港の設備の概要

イ　標点の位置　北緯三十一度十六分六秒　東経百三十度二十一分二十八秒（標高五十四・五メートル）

ロ　空港の総面積　一万五千四百四十四平方メートル

ハ　着陸帯

(1)　長さ　二十五メートル

(2)　幅　二十メートル

ニ　滑走路

(1)　長さ　二十五メートル

(2)　幅　二十メートル

(3)　強度　全備重量の九トンに耐える強度

(4)　方位　北百七十五度四十四分七秒東（真方位）

(5)　舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装

ホ　誘導路

(1)　延長　二十一メートル

(2)　幅　九メートル

(3)　舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装

ヘ　エプロン

(1)　面積　三千二百四平方メートル

(2)　舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装、セメントコンクリート舗装

ト　その他　飛行場標識施設　一式

四　供用開始期日　平成二十六年九月十八日

○国土交通省告示第八百五十四号

福江空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市江戸町二番十三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　福江空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　福江空港内及びその周辺　長崎県五島市

四　変更した事項（変更前の事項については、昭和五十五年運輸省告示第五百三十九号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表滑走路灯の項光度の欄中「一万四千カンデラ」を「一万五千カンデラ」に、「六千三百カンデラ」を「六千七百カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年八月二十一日

○関東地方整備局告示第三百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
越谷市大字下間久里字前田六〇番一から宇都宮市平出工業団地二番三まで	前	八・〇〇～九五・〇〇	八四・六二一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	八・〇〇～九五・〇〇	八〇・三五五	
	後 B	二六・〇〇～五三一・〇〇	八四・六二一	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	横浜市栄区飯島町字外広地二九六九番一六から同市栄区飯島町字外広地二一三番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月二十一日